得の特別控除額「12」）	を	沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額（別表十の二(一)「7」又は「12」）	に、	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十三)「10」）	を	農業経営基盤強化準備金（別表十二(十
定事業法人の連結所得「9」）		国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の個別帰属額（別表十(二)「7」又は「9」のうち帰せられる金額）		農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十三)「43の計」）		農用地等を取得した場合の（別表十二(十五）
金額の損金算入額又は「9」）		認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の個別帰属額（別表十(三)「7」又は「9」のうち帰せられる金額）		関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」）		関西国際空港用地整備準備（別表十二(十
				中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額（別表十二(十一)「10」）		中部国際空港整備準備金（別表十二(十
				再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十四)「12」）		再投資等準備金積立（別表十二(十

積立額の損金算入額五)「10」）
圧縮額の損金算入額「43の計」）
金積立額の損金算入額二)「15」）
積立額の損金算入額三)「10」）
額の損金算入額六)「12」）

に改める。

別表六(一)の記載要領第1号中「控除)」の次に「(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「特別措置法」という。)第33条第2項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含む。)」を加え、同第11号を同第12号とし、同第1号の次に次の1号を加える。

2　「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配　(1)」から「その他　(5)」までの「①について課される所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける所得税額　③」の各欄並びに「所得税額　(8)」、「所得税額　(14)」及び「控除を受ける所得税額　(21)」の各欄は、平成26年4月1日以後に開始する各事業年度（特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度を除く。)において、特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載すること。

別表六(一)の表中

非課税国外所得の控除額 (39の②)×5/6 （マイナスの場合は0）

を

非課税国外所得の控除額 ((39の②)×5/6又は(39の②)) （マイナスの場合は0）

に改め、同表の記載要領に次の1号を加える。

5　「非課税国外所得の控除額((39の②)×5/6又は(39の②))（マイナスの場合は0）」　(40)　の欄は、平成26年4月1日前に開始した事業年度にあつては「又は(39の②)」を消し、同日以後に開始する各事業年度にあつては「(39の②)×5/6又は」を消すこと。